計算書類に対する注記(法人全体用)

別紙1

1．継続事業の前提に関する注記

該当事項なし

2．重要な会計方針

(1)固定資産の減価償却の方法
・建物、構築物、機械及び装置、車輌運搬具並びに器具及び備品-旧定額法及び定額法。
(2)引当金の計上基準
・退職給付引当金-職員の退職給付に備えるため、期末退職金要支給額を計上している。
・賞与引当金-職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。
(3)消費税の会計処理
・消費税の会計処理方法は、税込方式を採用している。
(4)ﾘｰｽ会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ﾌｧｲﾅﾝｽ・ﾘｰｽ取引
・ﾘｰｽ契約が300万円以下のﾌｧｲﾅﾝｽ・ﾘｰｽ取引については、通常の賃貸借方法に準じ行っている。

3．重要な会計方針の変更

該当事項なし

4．法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。
(1)社会福祉施設職員等退職手当共済制度
・全正規職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
(2)民間退職共済制度
・全正規職員について、広島県社会福祉協議会又は島根県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

５．法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。
(1)法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
(2)事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
(3)社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
(4)公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
(5)収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
(6)各拠点区分におけるｻｰﾋﾞｽ区分の内容
ｱ 法人本部(社会福祉事業)
「法人本部」
ｲ 特別養護老人ﾎｰﾑ 清鈴園(社会福祉事業)
「清鈴園本部」
「特別養護老人ﾎｰﾑ 清鈴園」
「老人短期入所生活介護清鈴園」
「老人ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ清鈴園」
「老人介護支援ｾﾝﾀｰ清鈴園」
「居宅介護支援事業所清鈴園」
ｳ 廿日市高齢者ｹｱｾﾝﾀｰ(社会福祉事業)
「阿品清鈴本部」
「特別養護老人ﾎｰﾑ阿品清鈴」
「老人ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ第2清鈴園」
「認知症専用老人ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ第2清鈴園」
「老人訪問介護事業所第2清鈴園」
「居宅介護支援事業所第2清鈴園」
「老人介護支援ｾﾝﾀｰ第2清鈴園」
「老人短期入所生活介護第2清鈴園」
「障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業第2清鈴園」
ｴ 廿日市高齢者ｹｱｾﾝﾀｰｹｱﾊｳｽささえ(社会福祉事業)
「ｹｱﾊｳｽささえ」
ｵ 広島ｷﾘｽﾄ教社会館保育事業(社会福祉事業)
「広島ｷﾘｽﾄ教社会館本部」
「広島ｷﾘｽﾄ教社会館保育所」
「放課後児童健全育成事業広島ｷﾘｽﾄ教社会館学童ｸﾗﾌﾞ」
「ひとり親家庭等居場所作り事業広島ｷﾘｽﾄ教社会館ｽﾍﾟｰｽこむぎ」
ｶ 広島ｷﾘｽﾄ教社会館介護事業(社会福祉事業)
「老人ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰかりん」
「老人訪問介護事業所かりん」
「居宅介護支援事業所かりん」
ｷ ｹｱﾊｳｽねむの家/湖水園(社会福祉事業)
「ねむの家本部」
「ｹｱﾊｳｽねむの家」
「老人ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ湖水園」
ｸ 障害者自活ｱﾊﾟｰﾄﾒﾝﾄ亀の里(公益事業)
「障害者自活ｱﾊﾟｰﾄﾒﾝﾄ亀の里」
ｹ 広島キリスト教社会館(公益事業)
「広島キリスト教社会館虹カフェ」
ｺ 広島ｷﾘｽﾄ教社会館収益事業(収益事業)
「広島ｷﾘｽﾄ教社会館駐車場」

６．基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(基)土地	186,506,495			186,506,495
(基)建物	923,908,278		45,562,136	878,346,142
合　　計	1,110,414,773	0	45,562,136	1,064,852,637

７．基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当事項なし

8．担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産)	72,937,815 円
建物(基本財産)	133,274,949 円
計	206,212,764 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(一年以内返済予定額を含む)	129,317,000 円
計	129,317,000 円

9．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
(基)土地	186,506,495		186,506,495
(基)建物	2,167,727,213	1,289,381,071	878,346,142
土地	8,891,640		8,891,640
建物	143,388,852	73,296,565	70,092,287
構築物	48,713,117	35,968,569	12,744,548
機械及び装置	21,659,623	14,560,726	7,098,897
車輌運搬具	50,035,243	49,441,443	593,800
器具及び備品	163,186,544	135,611,547	27,574,997
権利	438,000		438,000
ソフトウェア	7,713,050	7,241,306	471,744
その他の固定資産	1,500,000	1,500,000	
合　計	2,799,759,777	1,607,001,227	1,192,758,550

１０．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	132,694,030		132,694,030
未収金	1,753,458		1,753,458
未収補助金	1,012,159		1,012,159
未収収益			
立替金	359,512		359,512
短期貸付金	3,000,000		3,000,000
事業区分間貸付金			
拠点区分間貸付金	13,933,766		13,933,766
ｻｰﾋﾞｽ区分間貸付金	179,063,283		179,063,283
合　計	331,816,208	0	331,816,208

１１．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

（単位：円）

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
合　計	0	0	0

該当事項なし

１２．関連当事者との取引の内容

該当事項なし

１３．重要な偶発債務

該当事項なし

１４．重要な後発事象

該当事項なし

１５．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当事項なし

計算書類に対する注記(法人本部拠点区分用)

別紙２

１．重要な会計方針

(1)消費税の会計処理
・消費税の会計処理方法は、税込方式を採用している。

２．重要な会計方針の変更

該当事項なし

３．採用する退職給付制度

該当事項なし

４．拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
(1)法人本部計算書類
(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
(2)拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
ア 法人本部

５．基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
合　　計	0	0	0	0

該当事項なし

６．基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当事項なし

７．担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

	円
計	0 円

該当事項なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

	円
計	0 円

８．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
合　　計	0	0	0

該当事項なし

９．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
合　　計	0	0	0

該当事項なし

１０．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

（単位：円）

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
合　　計	0	0	0

該当事項なし

１１．重要な後発事象

該当事項なし

１２．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当事項なし

計算書類に対する注記(特別養護老人ホーム 清鈴園拠点区分用)

別紙2

1. 重要な会計方針

(1)固定資産の減価償却の方法
・建物並びに構築物、機械及び装置、車輌運搬具、器具及び備品-2007年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、2007年4月1日以降に取得したものについては定額法を採用している。
(2)引当金の計上基準
・退職給付引当金-広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
・賞与引当金-全正規職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
(3)消費税等の会計処理
・消費税の会計処理方法は、税込方式を採用している。
(4)ﾘｰｽ会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ﾌｧｲﾅﾝｽ・ﾘｰｽ取引
・引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当事項無し。

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。
(1)社会福祉施設職員等退職手当共済制度
・全正規職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
(2)民間退職共済制度
・全正規職員については、広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
(1)特別養護老人ﾎｰﾑ 清鈴園計算書類
(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
(2)拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
ｱ 清鈴園本部
ｲ 特別養護老人ﾎｰﾑ 清鈴園
ｳ 老人短期入所生活介護清鈴園
ｴ 老人ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ清鈴園
ｵ 老人介護支援ｾﾝﾀｰ清鈴園
ｶ 居宅介護支援事業所清鈴園

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(基)土地	5,002,131			5,002,131
(基)建物	220,883,722		10,329,205	210,554,517
合　計	225,885,853	0	10,329,205	215,556,648

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当事項なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

(基)土地	5,002,131 円
(基)建物	231,212,927 円
計	236,215,058 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

	円
計	0 円

８．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
(基)土地	5,002,131		5,002,131
(基)建物	514,491,760	303,937,243	210,554,517
土地	8,891,640		8,891,640
建物	32,265,320	20,326,151	11,939,169
構築物	9,351,332	6,063,868	3,287,464
機械及び装置	9,190,083	2,746,831	6,443,252
車輌運搬具	6,599,993	6,599,986	7
器具及び備品	71,346,959	56,262,223	15,084,736
権利	133,000		133,000
合　計	657,272,218	395,936,302	261,335,916

９．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	46,101,557		46,101,557
立替金	119,326		119,326
拠点区分間貸付金	300,000		300,000
合　計	46,520,883	0	46,520,883

１０．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

（単位：円）

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
合　計	0	0	0

該当事項なし。

１１．重要な後発事象

該当事項なし。

１２．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当事項なし。

計算書類に対する注記(廿日市高齢者ケアセンター拠点区分用)

別紙２

１．重要な会計方針

(1)固定資産の減価償却の方法
・建物並びに構築物、機械及び装置、器具及び備品、ソフトウェア
平成19年3月31日以降に取得したものについては定額法を採用している。
・車両及び運搬具-平成19年3月31日以前に以降したものについては定額法を採用している。

(2)引当金の計上基準
・退職給付引当金-広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人負担額に相当する金額を計上している。
・賞与引当金-全正規職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

(3)消費税の会計処理
・消費税の会計処理方法は、税込方式を採用している。

(4)ﾘｰｽ会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ﾌｧｲﾅﾝｽ・ﾘｰｽ取引
・引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

２．重要な会計方針の変更

該当事項なし

３．採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。
(1)社会福祉施設職員等退職手当共済制度
・全正規職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
(2)民間退職共済制度
・全正規職員について、広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

４．拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
(1)廿日市高齢者ｹｱｾﾝﾀｰ計算書類
(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
(2)拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
ｱ 阿品清鈴本部
ｲ 特別養護老人ﾎｰﾑ阿品清鈴
ｳ 老人ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ第2清鈴園
ｴ 認知症専用老人ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ第2清鈴園
ｵ 老人訪問介護事業所第2清鈴園
ｶ 居宅介護支援事業所第2清鈴園
ｷ 老人介護支援ｾﾝﾀｰ第2清鈴園
ｸ 老人短期入所生活介護第2清鈴園
ｹ 障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業第2清鈴園
(3)拠点区分資金収支明細書 (別紙3(⑩))は省略する。

５．基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(基)建物	343,824,376		17,172,517	326,651,859
合　　計	343,824,376	0	17,172,517	326,651,859

６．基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当事項なし

７．担保に供している資産

該当事項なし

８．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
(基)建物	778,978,161	452,326,302	326,651,859
建物	69,910,528	30,162,760	39,747,768
構築物	10,430,094	7,393,897	3,036,197
機械及び装置	5,326,000	4,940,085	385,915
車輌運搬具	25,524,339	25,253,478	270,861
器具及び備品	64,554,941	55,827,137	8,727,804
権利	48,000		48,000
ソフトウェア	5,835,950	5,520,446	315,504
その他の固定資産	1,500,000	1,500,000	
合　　計	962,108,013	582,924,105	379,183,908

９．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	67,722,047		67,722,047
立替金	50,278		50,278
短期貸付金	3,000,000		3,000,000
事業区分間貸付金			
拠点区分間貸付金	10,309,309		10,309,309
ｻｰﾋﾞｽ区分間貸付金	175,522,667		175,522,667
合　　計	256,604,301	0	256,604,301

１０．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当事項なし

１１．重要な後発事象

該当事項なし

１２．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

2017年3月31日をもって、公益事業区分より移行した。

計算書類に対する注記(廿日市高齢者ケアセンターケアハウ拠点区分用)

別紙2

1．重要な会計方針

(1)固定資産の減価償却の方法
・建物並びに構築物、器具及び備品-平成19年3月31日以前に取得したものについては定額法を使用している。
・車両及び運搬具-平成19年3月31日以前に以降したものについては定額法を採用している。

(2)引当金の計上基準
・退職給付引当金-広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人負担額に相当する金額を計上している。
・賞与引当金-全正規職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

(3)消費税の会計処理
・消費税の会計処理方法は、税込方式を採用している。

(4)ﾘｰｽ会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ﾌｧｲﾅﾝｽ・ﾘｰｽ取引
・引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

2．重要な会計方針の変更

該当事項なし

3．採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。
(1)社会福祉施設職員等退職手当共済制度
・全正規職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
(2)民間退職共済制度
・全正規職員について、広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

4．拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
(1)廿日市高齢者ｹｱｾﾝﾀｰｹｱﾊｳｽささえ計算書類
(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
(2)拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))
ｱ ｹｱﾊｳｽささえ
(3)拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
ｱ ｹｱﾊｳｽささえ

5．基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(基)建物	201,043,077		7,325,904	193,717,173
合　計	201,043,077	0	7,325,904	193,717,173

6．基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当事項なし

7．担保に供している資産

該当事項なし

８．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
(基)建物	390,037,972	196,320,799	193,717,173
建物	16,803,679	8,928,892	7,874,787
構築物	6,154,569	4,362,978	1,791,591
器具及び備品	4,153,140	4,064,693	88,447
合　　計	417,149,360	213,677,362	203,471,998

９．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	2,659,480		2,659,480
立替金			
拠点区分間貸付金	3,324,457		3,324,457
合　　計	5,983,937	0	5,983,937

１０．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当事項なし

１１．重要な後発事象

該当事項なし

１２．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当事項なし

計算書類に対する注記(広島キリスト教社会館保育事業拠点区分用)

別紙２

１．重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法
・満期保有目的の債券等－該当事項なし
・上記以外の有価証券で時価のあるもの－該当事項なし
(2) 固定資産の減価償却の方法
・建物、建物付属設備、構築物、機械及び装置、器具及び備品－2007年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、2007年3月31日以降に取得したものについては定額法を採用している。
・ソフトウェア － 残存価格を0とする。
(3) 引当金の計上基準
・退職給付引当金－・・・当法人で採用している広島県の退職共済制度に基づき、当期末における広島県民間社会福祉事業従事者互助会への事業所負担掛金累計額を計上している。
・賞与引当金　　－・・・職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
・徴収不能引当金－・・・該当事項なし
(4) 消費税の会計処理
・消費税の会計処理方法は、税込方式を採用している。
(5) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
・引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

２．重要な会計方針の変更

・該当事項なし

３．採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。
(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度
・全正規職員及び非常勤職員(40時間月額者)及び1週間の所定労働時間が常勤の3/4以上のパート職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
(2) 民間退職共済制度
・全正規職員及び非常勤職員(40時間月額者)及び施設長が必要と認めた1週間の所定労働時間が24時間以上のﾊﾟｰﾄ職員について、広島県民間社会福祉事業従事者互助会が実施する退職共済制度に加入している。

４．拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
(1)広島ｷﾘｽﾄ教社会館保育事業計算書類
(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
(2)拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))
ｱ 広島ｷﾘｽﾄ教社会館本部
ｲ 広島ｷﾘｽﾄ教社会館保育所
ｳ 放課後児童健全育成事業広島ｷﾘｽﾄ教社会館学童ｸﾗﾌﾞ
ｴ ひとり親家庭等居場所作り事業広島ｷﾘｽﾄ教社会館ｽﾍﾟｰｽこむぎ
(3)拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
ｱ 広島ｷﾘｽﾄ教社会館本部
ｲ 広島ｷﾘｽﾄ教社会館保育所
ｳ 放課後児童健全育成事業広島ｷﾘｽﾄ教社会館学童ｸﾗﾌﾞ
ｴ ひとり親家庭等居場所作り事業広島ｷﾘｽﾄ教社会館ｽﾍﾟｰｽこむぎ

５．基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(基)土地	66,114,488			66,114,488
(基)建物	32,173,292		2,379,520	29,793,772
合　　計	98,287,780	0	2,379,520	95,908,260

６．基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当事項なし

７．担保に供している資産

・該当事項なし

８．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
(基)土地	66,114,488		66,114,488
(基)建物	107,559,466	77,765,694	29,793,772
建物	220,500	197,562	22,938
構築物	7,170,480	6,034,478	1,136,002
機械及び装置	215,747	20,387	195,360
器具及び備品	9,969,345	8,391,789	1,577,556
権利	10,000		10,000
ソフトウェア	630,000	630,000	
合　計	191,890,026	93,039,910	98,850,116

９．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	281,555		281,555
未収金	1,675,000		1,675,000
未収補助金	1,012,159		1,012,159
合　計	2,968,714	0	2,968,714

１０．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・該当事項なし

１１．重要な後発事象

・該当事項なし

１２．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当事項なし

計算書類に対する注記(広島キリスト教社会館介護事業拠点区分用)

別紙2

1．重要な会計方針

(1)有価証券の評価基準及び評価方法
・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
(2)固定資産の減価償却の方法
・建物、建物付属設備、構築物、機械及び装置、器具及び備品－2007年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、2007年3月31日以降に取得したものについては定額法を採用している。
・ソフトウェア － 残存価格を0とする。
(3)引当金の計上基準
・退職給付引当金－・・・当法人で採用している広島県の退職共済制度に基づき、当期末における広島県民間社会福祉事業従事者互助会への事業所負担掛金累計額を計上している。
・賞与引当金　－・・・職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
・徴収不能引当金 -・・・該当事項なし
(4) 消費税の会計処理
・消費税の会計処理方法は、税込方式を採用している。
(5) ﾘｰｽ会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ﾌｧｲﾅﾝｽ･ﾘｰｽ取引
・引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

2．重要な会計方針の変更

・該当事項なし

3．採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。
(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度
・全正規職員及び非常勤職員(40時間月額者)及び1週間の所定労働時間が常勤の3/4以上のパート職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
(2) 民間退職共済制度
・全正規職員及び非常勤職員(40時間月額者)及び施設長が必要と認めた1週間の所定労働時間が24時間以上のﾊﾟｰﾄ職員について、広島県民間社会福祉事業従事者互助会が実施する退職共済制度に加入している。

4．拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
(1)広島ｷﾘｽﾄ教社会館介護事業計算書類
(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
(2)拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))
ｱ 老人ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰかりん
ｲ 老人訪問介護事業所かりん
ｳ 居宅介護支援事業所かりん
(3)拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
ｱ 老人ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰかりん
ｲ 老人訪問介護事業所かりん
ｳ 居宅介護支援事業所かりん

5．基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(基)土地	8,147,392			8,147,392
(基)建物	2,420,288		450,723	1,969,565
合　計	10,567,680	0	450,723	10,116,957

6．基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当事項なし

7．担保に供している資産

・該当事項なし

８．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
(基)土地	8,147,392		8,147,392
(基)建物	10,052,934	8,083,369	1,969,565
建物	1,489,121	1,075,490	413,631
車輌運搬具	7,458,005	7,381,956	76,049
器具及び備品	6,035,654	5,605,739	429,915
権利	3,000		3,000
ソフトウェア	1,142,100	985,860	156,240
合　計	34,328,206	23,132,414	11,195,792

９．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	10,380,501		10,380,501
未収金	69,200		69,200
未収補助金			
合　計	10,449,701	0	10,449,701

１０．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・該当事項なし

１１．重要な後発事象

・該当事項なし

１２．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当事項なし

計算書類に対する注記(ケアハウスねむの家湖水園拠点区分用)

別紙２

１．重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法
・満期保有目的の債券等－該当事項なし
・上記以外の有価証券で時価のあるもの－該当事項なし
(2) 固定資産の減価償却の方法
・建物並びに器具及び備品－定額法
・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
該当事項なし
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
該当事項なし
(3) 引当金の計上基準
・退職給付引当金－該当事項なし
・賞与引当金　　－職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

２．重要な会計方針の変更

該当事項なし

３．採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。
(1)社会福祉施設職員等退職手当共済制度
・全正規職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
(2)民間退職共済制度
・全正規職員について、島根県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

４．拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
(1)ケアハウスねむの家/湖水園計算書類
(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
(2)拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))
ｱ ねむの家本部
ｲ ケアハウスねむの家
ｳ 老人デイサービスセンター湖水園
(3)拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
ｱ ねむの家本部
ｲ ケアハウスねむの家
ｳ 老人デイサービスセンター湖水園

５．基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(基)土地	67,935,384			67,935,384
(基)建物	121,011,579		5,524,756	115,486,823
合　　計	188,946,963	0	5,524,756	183,422,207

６．基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当事項なし

７．担保に供している資産

独立行政法人福祉・医療機構設備資金借入金完済に伴い、2017年度をもって基本財産土地、建物の抵当権抹消した。

８．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
(基)土地	67,935,384		67,935,384
(基)建物	314,878,412	199,391,589	115,486,823
建物	22,699,704	12,605,710	10,093,994
構築物	15,606,642	12,113,348	3,493,294
機械及び装置	6,927,793	6,853,423	74,370
車輌運搬具	6,452,906	6,206,024	246,882
器具及び備品	7,126,505	5,459,966	1,666,539
権利	244,000		244,000
ソフトウェア	105,000	105,000	
合　計	441,976,346	242,735,060	199,241,286

９．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	5,498,895		5,498,895
未収金	9,258		9,258
未収補助金			
立替金	189,908		189,908
事業区分間貸付金			
ｻｰﾋﾞｽ区分間貸付金	3,521,593		3,521,593
合　計	9,219,654	0	9,219,654

１０．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当事項なし

１１．重要な後発事象

該当事項なし

１２．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当事項なし

計算書類に対する注記(廿日市高齢者ケアセンター公益事業拠点区分用)

別紙２

１．重要な会計方針

該当事項なし

２．重要な会計方針の変更

該当事項なし

３．採用する退職給付制度

該当事項なし

４．拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
(1)廿日市高齢者ｹｱｾﾝﾀｰ公益事業計算書類
(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
(2)拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))
ｱ 障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業第2清鈴園
(3)拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
ｱ 障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業第2清鈴園

５．基本財産の増減の内容及び金額

該当事項なし

６．基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当事項なし

７．担保に供している資産

該当事項なし

８．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

該当事項なし

９．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

１０．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当事項なし

１１．重要な後発事象

該当事項なし

１２．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

2017年3月31日をもって、社会福祉事業区分へ移行した。

計算書類に対する注記(障害者自活アパートメント亀の里拠点区分用)

別紙２

１．重要な会計方針

(1)固定資産の減価償却の方法
・建物-平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法を採用している。
(2)消費税の会計処理
・消費税の会計処理方法は、税込方式を採用している。

２．重要な会計方針の変更

該当事項無し

３．採用する退職給付制度

該当事項なし

４．拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
(1)障害者自活ｱﾊﾟｰﾄﾒﾝﾄ亀の里計算書類
(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
(2)拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
ｱ 障害者自活ｱﾊﾟｰﾄﾒﾝﾄ亀の里

５．基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(基)土地	34,555,100			34,555,100
(基)建物	2,551,944		2,379,511	172,433
合　計	37,107,044	0	2,379,511	34,727,533

６．基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当事項なし

７．担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

	円
計	0 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

	円
計	0 円

該当事項なし

８．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
(基)土地	34,555,100		34,555,100
(基)建物	51,728,508	51,556,075	172,433
車輌運搬具	4,000,000	3,999,999	1
合　計	90,283,608	55,556,074	34,727,534

９．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
合　計	0	0	0

該当事項なし

１０．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

（単位：円）

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
合　計	0	0	0

該当事項なし

１１．重要な後発事象

該当事項なし

１２．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当事項なし

計算書類に対する注記(広島キリスト教社会館公益事業拠点区分用)

別紙２

１．重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法
・該当事項なし
(2) 固定資産の減価償却の方法
・該当事項なし
(3)引当金の計上基準
・該当事項なし
(4)消費税の会計処理
・消費税の会計処理方法は、税込方式を採用している。
(5)リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
・該当事項なし

２．重要な会計方針の変更

・該当事項なし

３．採用する退職給付制度

・該当事項なし

４．拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
(1) 広島キリスト教社会館公益事業計算書類
(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))
ア 広島キリスト教社会館 虹カフェ
(3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
ア 広島キリスト教社会館 虹カフェ

５．基本財産の増減の内容及び金額

・該当事項なし

６．基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当事項なし

７．担保に供している資産

・該当事項なし

・該当事項なし

８．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

・該当事項なし

９．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

・該当事項なし

１０．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・該当事項なし

１１．重要な後発事象

・該当事項なし

１２．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当事項なし

計算書類に対する注記(広島キリスト教社会館収益事業拠点区分用)

別紙２

１．重要な会計方針

(1)有価証券の評価基準及び評価方法
・該当事項なし
(2)固定資産の減価償却の方法
・該当事項なし
(3)引当金の計上基準
・該当事項なし
(4)消費税の会計処理
・消費税の会計処理方法は、税込方式を採用している。
(5)リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
・該当事項なし

２．重要な会計方針の変更

・該当事項なし

３．採用する退職給付制度

・該当事項なし

４．拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
(1) 広島キリスト教社会館収益事業計算書類
(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))
ア 広島キリスト教社会館駐車場
(3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
ア 広島キリスト教社会館駐車場

５．基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(基)土地	4,752,000			4,752,000
合　計	4,752,000	0	0	4,752,000

６．基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当事項なし

７．担保に供している資産

・該当事項なし

８．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
(基)土地	4,752,000		4,752,000
合　計	4,752,000	0	4,752,000

９．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

・該当事項なし

１０．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・該当事項なし

１１．重要な後発事象

・該当事項なし

１２．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当事項なし